

令和元年6月25日現在

機関番号：33933

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H07231

研究課題名(和文)米国における「教育アカウンタビリティ」の学校改善機能に関する研究

研究課題名(英文) Research on the school improvement function of "Education Accountability" in the United States

研究代表者

濱口 輝士 (Hamaguchi, Koshi)

名古屋文理大学・情報メディア学部・助教

研究者番号：20802531

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、研究課題として「教育アカウンタビリティ概念の検討」、「カリフォルニア州における教育アカウンタビリティ・システムの構築過程に関する地域実証的研究」、「教育アカウンタビリティ・システムによる学校改善の効果の検証」を設定し、教育におけるアカウンタビリティの用語に着目した学説検討を行うとともに、カリフォルニア州アカウンタビリティシステムの構築・実施過程に着目し、州レベル・地方学区レベルでの学校改善の取り組みについての検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、日本における「説明責任」の用語とは異なる概念として「アカウンタビリティ」を捉え、会計学・行政学・経済学等の諸領域における研究を横断的に参照しつつ、教育学におけるアカウンタビリティの理論・構造を描き出すとともに、その固有性を考察した点、アカウンタビリティという概念と学校改善が結びつけられていることに着目し、その機能について検討した点にある。

研究成果の概要(英文)：In this research, I address "examination of the concept of education accountability", "study on the process of constructing an education accountability system in California", and "verification of the effect of school improvement by the education accountability system" as research subjects. First, I examined theories focusing on terms of accountability in education. Second, I focused on the process of establishing and implementing the accountability system in California, and examined approaches to school improvement at the state level and regional school district levels.

研究分野：教育経営学

キーワード：学校改善 アカウンタビリティ 学校支援

1. 研究開始当初の背景

(1) 米国における学校改善を巡る教育改革の展開

米国では、学校教育の成果に対する州・地方教育行政・学校の「アカウンタビリティ」を問う改革が進められている。米国の教育アカウンタビリティ・システムでは、多くの場合、学校評価により各学校の教育成果を測定し、成果が十分でない場合には当該学校への支援・介入が行われる。ここでのアカウンタビリティは、日本における「説明する責任」とは異なり、教育関係者の事後的な責任を包括的に問うものであり、責任が果たされない場合には「懲罰的措置」をとることが前提にある。こうしたアカウンタビリティは、特に 2002 年の No Child Left Behind Act 以降重視され、学校の成果に応じた報奨・制裁を行い、現場の改善努力を誘発することに重点が置かれてきた。しかし、上記のシステムによる学校改善の効果には不十分さが見られ、システムの改善が進められている。それゆえ、従来のアカウンタビリティ・システムの有効性について理論的・実践的に総括するとともに、学校教育の改善に資するアカウンタビリティのあり方を再検討する段階に至っている。

(2) 従来の教育アカウンタビリティ研究における課題

「アカウンタビリティ」という用語は、1980 年代以降の米国教育改革の下で学校改善を促進するための鍵的概念として位置づけられたことから、日本の教育経営・行政研究においても注目を集めてきた。しかし先行研究は、アカウンタビリティの名を冠して実施されるテスト政策や学校への制裁・介入の問題性を指摘するに留まっており、「教育における責任遂行」という教育アカウンタビリティの本来的な概念把握、並びにその変質過程の分析が十分進められているとは言えない。

2. 研究の目的

以上のことから、本研究では、カリフォルニア州の事例に即して、学校改善におけるアカウンタビリティの機能を理論面・制度面・実践面から多角的に分析し、その有効性や課題を検証することを目的とした。カリフォルニア州は、連邦レベルでの改革構想を踏まえつつも、学区レベルの機能やアカウンタビリティを重視するなど、米国の中でも独自の動きを見せている州である。

具体的には、米国における教育アカウンタビリティ概念の検討、カリフォルニア州における教育アカウンタビリティ・システムの構築過程に関する地域実証的研究、教育アカウンタビリティ・システムによる学校改善の効果の検証、の研究課題を設定することとした。以上の研究課題の解明を通して、カリフォルニア型の教育アカウンタビリティの理論と制度化状況を明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

(1) 教育アカウンタビリティの概念について、米国における教育行政学説、並びに経済学・経営学等の諸領域における学説を整理し、教育学におけるアカウンタビリティ概念・理論を抽出する。

(2) カリフォルニア州公文書館での資料収集、教育行政関係者へのヒアリングを実施し、教育アカウンタビリティ・システムの制度構想・制度構築過程を分析する。

(3) 学力試験の結果を中心とした量的データの分析、教育行政当局の担当者・学校関係者への聞き取り、個別学校の事例分析を通じて、学校改善の成果・課題を分析する。

4. 研究成果

(1) 教育アカウンタビリティ概念の構造・理論の分析

アカウンタビリティという用語に関係する国内外の文献・資料を入手し、学説検討を行った。米国におけるアカウンタビリティ (accountability) は、多様な領域における政策の立案・実施・評価における鍵的概念となっており、教育領域においても、教育の成果に対して「アカウンタビリティを確保する」ことが教育改革の課題として位置づけられ、これまでアカウンタビリティという語を冠する様々な法律や、政策、制度が打ち出されてきた。中でも、2002 年に成立した No Child Left Behind Act (以下、「NCLB 法」と表記する) は、不利な条件下にある児童・生徒を含むすべての児童・生徒の学業成績の向上を目指し、すべての州で学力に焦点づけた厳格なアカウンタビリティ・システムの構築を図るものとして、日本でも注目を集めることとなった。

上記の NCLB 法に規定されたアカウンタビリティを巡っては様々な批判が展開されているが、その際アカウンタビリティという概念の定義が丁寧に示されていることは少ない。そうした中で日本の教育学研究が米国の文脈におけるアカウンタビリティの意味内容を明確にしないまま、アカウンタビリティに言及することが懸念される。他方欧米における法学や行政学の領域においては、とりわけ 2000 年代以降、アカウンタビリティの概念自体に関する研究が急速に進められてきている。そこでは、アカウンタビリティという概念の意味内容がアングロ・サクソン諸

国に特有のものであり、それ以外の国々においては概念把握が困難なことが示唆される。そこで、主に教育行政や学校管理への応用が指摘される経済学・経営学の分野における文献を収集し、アカウンタビリティという概念がどのように規定されてきたのかを整理した。

アカウンタビリティの概念を巡る近年の研究においては、アカウンタビリティという概念が、「説明責任」「結果責任」等の用語では把握しきれない、多様な要素を含みこむものであることが明らかにされてきた。それゆえ、アカウンタビリティという用語を日本語の「説明責任」等の用語で英米のアカウンタビリティやその制度を分析しようとする、本来の要素を見落とす可能性がある。教育研究においては、「スタンダードに基づく改革」の展開の中で、典型的にはNCLB法にみられる児童・生徒の学業成績に焦点を当てた学校の査定(A~Fのランク付け)や成績の低い学校に対する制裁に注目が集まり、研究もこの分野に集中していた。しかし、ここでは、米国の教育アカウンタビリティを巡る問題が、アカウンタビリティという概念そのものに内在されているのか、アカウンタビリティの制度化の手法や制度の内容、成果の測定技術に問題があるのか、判然としない。アカウンタビリティという概念はしばしば評価や透明性と結びついて語られるが、これらは互換可能なものではないため、概念上の区別が必要になる。

(2) カリフォルニア州におけるアカウンタビリティ・システムの構築過程に関する実地調査

カリフォルニア州における教育アカウンタビリティ・システムの制度構想・制度構築過程を明らかにするために、カリフォルニア州教育省の行政スタッフにヒアリングを行った。カリフォルニア州は、全米の中でも早くからアカウンタビリティ制度を構築していた州だが、2000年代半ば頃からは、学校を支援するための州や学区レベルの学校支援機能を重視した政策を打ち出すなど、連邦教育政策とは異なる路線を採用している州である。カリフォルニア州における調査を通じて、カリフォルニア州のアカウンタビリティ制度改革、具体的には2016年に導入された「アカウンタビリティと継続的改善システム」の仕組みとその構築過程を検討し、学校改善システムにおけるアカウンタビリティ概念の占める位置と機能を明らかにすることとした。

カリフォルニア州では、Torlaksonの教育長官就任、Brownの州知事就任を受けて、アカウンタビリティ制度の改革が進められていった。そこでは、教育成果の指標の見直しやテストへの依存の解消と指標の多様化、学校や教育行政機関の改善機能(capacity)の開発等の施策が打ち出されてきている。このように、カリフォルニア州では、連邦教育政策とは異なる路線を採用する中で、アカウンタビリティ制度の重点が、褒賞と制裁による学校改善の誘発から、学区教育委員会や学校の自律的な改善機能を開発するための支援へと重点が移っていった。こうしたことから、カリフォルニア州では、アカウンタビリティ・システムの性質を、「テストと裁定」から「支援と改善」へと転換させようとしていることが明らかとなった。

また、上記の過程で、カリフォルニア州では、アカウンタビリティという概念の捉え直しが行われていた。カリフォルニア州では、アカウンタビリティという用語について「共同的な責任(shared responsibility)」を重視し、州・地方・学校の各レベルの学校教育関係者による協働関係を創出しようとしている。中でも、LCAPの策定・実施過程においては、当該地域の教育を巡る多様な利害関係者の参加が要請され、学区単位の自律的な学校改善が図られていた。それゆえ、カリフォルニア州の制度改革において、アカウンタビリティという概念が、学校改善に対する責任を核として教育関係者の関係構築の機能を果たすことが目指されている。

他方で、カリフォルニア州のアカウンタビリティ制度が転換には課題も残されている。カリフォルニア州は依然として初等中等教育法に基づく連邦からの資金を受け続けており、初等中等教育法が想定する褒賞と制裁を軸としたアカウンタビリティ制度の要件も満たすことが要請される。それゆえ、連邦教育政策から完全に独立したアカウンタビリティ制度を採用することはできず、教育政策上の限界が存在している。カリフォルニア州のシステムが、連邦政策との調整によりどのように運用されていくのか、動向を注視していく必要がある。

(3) 学区レベルにおけるアカウンタビリティ・システムの運用過程の調査

地方学区レベルにおけるアカウンタビリティ・システムの運用過程を明らかにするため、ロサンゼルス市を対象として、ロサンゼルス郡教育局のスタッフに対するヒアリングを行うとともに、資料収集を実施した。ロサンゼルス市は全米の中でも大規模な学区であり、児童・生徒の人種の面でもヒスパニック系やアフリカ系アメリカ人を多く擁しており、困難を抱えている学区である。特にロサンゼルス市では、中等教育段階の学校の卒業率が低いことや、特別なニーズを抱える児童・生徒が多いことが課題として認識されていた。

ロサンゼルス市では、管轄する教育行政当局や学校に対する支援を提供するために、「学区・学校支援システム(Regional System of District and School Support, RSDSS)」を制度化した。そこでは、主として初等中等教育法タイトル 1 の対象となる児童・生徒や学校に対して、学校改善に向けた資源の提供やスタッフに対する専門職能開発が実施されている。とくに、RSDSSでは、スクールリーダーや教育行政スタッフに対する専門職能開発を重視している。このように、RSDSSの特徴は、スクールリーダーや地方教育当局のリーダーのスキルアップを図るとともに、彼らの協働・相互の支援を重視している点にある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

- (1) 濱口輝士「『教育におけるアドミニストレーション』の国際比較・海外研究の課題と展望」
(名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育経営学研究室編『教育におけるアドミニストレーション』第20号、2018年、7-16頁。
- (2) 濱口輝士「米国初等中等教育における『アカウントビリティ』概念の検討」(名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育経営学研究室編『教育におけるアドミニストレーション』第21号、2019年、109-118頁。

〔学会発表〕(計 1 件)

- (1) 濱口輝士「米国における『教育アカウントビリティ』の概念把握を巡る課題：フロリダ州の事例検討を基に」
関西教育行政学会 2017年度7月例会、於：京都産業大学 壬生校地 むすびわざ館 3-B 教室、2017年7月15日

〔図書〕(計 0 件)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。